

埼玉県森林組合活動資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県森林組合連合会（以下「県森連」という。）及び森林組合が行う事業活動に必要な資金の融通を円滑にし、森林組合の事業促進と運営の合理化を図り、もって林業の振興に寄与することを目的とする。

(資金措置及び融資対象)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で資金を農林中央金庫（以下「農林中金」という。）に預託するものとする。

- 2 前項の規程により資金の預託を受けた農林中金は、県森連に対し預託金額の2倍に相当する額の融資を行うものとする。
- 3 第1項の預託に関し、必要な事項は、県と農林中金との間で締結する埼玉県森林組合活動資金預託契約書において定めるものとする。

(資金使途)

第3条 第2条第2項の融資に関し必要な事項は、農林中金と県森連との間で締結している金融取引約定書によるものとする。

- 2 県森連は、第2条第2項の規定により融資を受けた資金を次の各号に掲げる運転資金以外に使用してはならない。

ただし、県森連が他の資金を必要とする場合において、県及び農林中金の承認を得たときはこの限りではない。

(1) 県森連の会員である森林組合が次に掲げる事業を行うのに要する資金として県森連が転貸する資金

- ア 造林・保育事業
- イ 林産物の生産、加工及び販売事業
- ウ 購買事業

(2) 県森連が次に掲げる事業を行うのに要する資金

- ア 造林・保育事業
- イ 林産物の生産及び販売事業
- ウ 購買事業

(融資利率)

第4条 農林中金の融資利率は、県、農林中金及び県森連の三者で協議して決定する。

ただし、金融情勢に大幅な変更があった場合には、改めて県と農林中金とが協議して定めるものとする。

- 2 県森連が森林組合に転貸する場合の利率は前項の利率を超えてはならないものとする。

(預託期間)

第5条 第2条第1項に規定する預託期間は1年以内とする。

(状況報告)

第6条 県森連は、この要綱による資金利用状況について、様式第2号により資金利用開始後10日以内に県に報告するものとする。

2 農林中金は、この要綱による融資状況について、様式第3号により当該年度の上半期分を10月15日までに、当該年度の下半期分を翌年度の4月15日までに県に報告しなければならない。

3 県は、この要綱による融資について必要があると認めるときは、県森連、森林組合及び農林中金を調査し報告を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。(事業計画)

第7条 県森連は、翌年度の本制度の事業計画を様式第4号により取りまとめ、9月末日及び2月末日までに、それぞれ県に報告するものとする。

(繰上償還)

第8条 県は、県森連、森林組合及び農林中金がこの要綱に違反したとき、又は正当な理由がなく資金を活用しないときは、農林中金に対し、第2条第1項に基づき預託した資金の全部又は一部の償還を請求することができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。